

平成28年3月4日

株主各位

第48回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

事業報告の「業務の適正を確保するための体制 および当該体制の運用状況の概要」	1 頁
連結計算書類の「連結注記表」	4 頁
計算書類の「個別注記表」	11 頁

上記の情報につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://cweb.canon.jp/ir/index.html>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、キャノングループの行動指針である「三自の精神（自発・自治・自覚）」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社および当社グループ会社の重要事項の決裁手続の明確化を通じ、当社グループ全体の「経営の透明性」を確保する。

1. コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づき当社グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」）の業務の執行状況につき報告を受ける。
- ②業務遂行にあたり守るべき規準として「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。
- ③リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備する。
- ④内部監査部門は、すべての業務を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。
- ⑤従業員は、当社グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、その事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

2. リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ①リスクマネジメントに関する規程に基づき、当社および当社グループ会社が事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握（法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等）を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じ、当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。
- ②経営会議を設け、取締役会付議に至らない案件であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。

3. 効率的な職務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役等は、当社重要事項に関する決裁規程その他取締役会で決議された職務分掌に基づき、社長の指揮監督の下、分担して職務を執行する。
- ②当社は、経営会議において、5カ年の経営目標を定めた長期経営構想および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、当社グループ一体となった経営を行う。

4. グループ管理体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、当社グループ会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、当社グループの内部統制システムを整備する。

- a) 取締役会が定める「キャノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。
- b) リスクマネジメントに関する規程に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。
- c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。

- d) 「キャノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。
- e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。

5. 情報の保存および管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役会議事録および社長その他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役および監査役は、いつでもこれらを閲覧できることとする。

6. 監査役監査体制（会社法施行規則第100条第3項）

- ①監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置かないが、内部監査部門および法務部門等は、監査役から要望を受けた事項について、協議のうえ、監査役および監査役会の事務を補助する使用人（以下「監査役補助使用人」）を置く。この監査役補助使用人は、監査役から指示された職務が発生した場合、当該職務を優先して執行することとし、監査役補助使用人の人事異動には、監査役会への事前相談を要することとする。
- ②監査役は、取締役会のみならず、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ③人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。
- ④監査役は、会計監査人から定期的に、かつ必要に応じて報告を受ける。
- ⑤監査役は、国内の当社グループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、必要に応じて国内外の主要な当社グループ会社を往査し、当社グループ会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。
- ⑥当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、当社グループ会社にも不利な取扱いの禁止を求める。
- ⑦監査役の職務の執行に必要な費用については、監査役の請求に従い負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の各事項に関する当期における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①当期は取締役会を20回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。
- ②「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施したほか、半期に1回、職場単位で身近な法令違反リスクについて議論する「コンプライアンス・ミーティング」を設けました。
- ③下記2①のとおりであります。
- ④内部監査部門は、多数のテーマにつき当社部門および子会社を監査し、監査結果を社長のほか各監査役にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。
- ⑤社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

2. リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ①当社および当社グループは、「リスクマネジメント規程」に基づき、重大な影響を及ぼすリスクを財務リスク、コンプライアンスリスク、事業リスクの3つに分類・把握し、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じたうえで、リスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価を行い、取締役会が定める2015年度活動計画に従って当社グループ全体のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価いたしました。その結果、重大な不備はなく、その旨を取締役に報告いたしました。
- ②当期は、経営会議を15回開催し、重要課題を審議いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。

3. 効率的な職務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。
- ②当社は、当社の取締役等および主要子会社の執行責任者が集まる経営会議での議論をふまえて中期経営計画および必要な施策を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。

4. グループ管理体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- a) 当社は、「キャノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、子会社から報告を受け、または事前承認を行いました。
2015年10月に「キャノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」を全面的に改正し、所管部門の変更、当社と子会社間での連絡についての明記、決裁事項および報告事項の明確化等を行いました。
- b) 上記2①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる子会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。
- c) 各子会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準や手続を適宜見直しております。
- d) 上記2①に加え、各子会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。
- e) 各子会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。

5. 情報の保存および管理体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役、監査役および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営会議議事録や社長決裁書等の記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。

6. 監査役監査体制（会社法施行規則第100条第3項）

- ①法務部門から監査役補助使用人を選任し、監査役から指示された職務を執行しております。監査役補助使用人の人事異動については事前に監査役会に相談し、その決定を行っています。
- ②社外監査役を含め、監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会等重要な会議に出席しております。
- ③本社管理部門は、定期的に監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果を社長のほか各監査役にも報告しております。
- ④監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。
- ⑤監査役は、国内子会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、重要な子会社の往査を行っています。
- ⑥上記1⑤のほか、監査役への報告者に対して不利な取扱いをしておりません。
- ⑦当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。

連結計算書類の「連結注記表」

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………26社

主要な連結子会社の名称……………キャノンシステムアンドサポート(株)、キャノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)、キャノンMJアイティグループホールディングス(株)、キャノンITソリューションズ(株)、キャノンソフトウェア(株)、キャノンライフケアソリューションズ(株)

(2) 非連結子会社の数……………なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……なし

(2) 持分法を適用しない関連会社数…なし

前連結会計年度において持分法を適用しない関連会社であった(株)日本テクノートについては、株式を一部売却したため、6月より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

修理部品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く) ……………定率法によっております。

ただし、幕張事業所の建物及び構築物、ビジネスソリューション事業に係るレンタル資産並びに一部の連結子会社については定額法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	主として	50年
備品	主として	5年
レンタル資産	主として	3年

②無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与にあてるため、前回支給実績を基準とし、当期の負担に属する次回支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員の賞与にあてるため、当期の負担に属する次回支給見込額を計上しております。

④製品保証引当金……………コンスーマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。

なお、一部の連結子会社においては、プログラムの無償補修費用の支払に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

⑤受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

⑥永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の

期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去

勤務費用の費用処理方法……………過去勤務費用は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における

簡便法の採用……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア

に係る収益の計上基準等……………当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務

③ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、原則として発生日以降その効果が発現すると見積もられる期間（５年間）で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の処理方法……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用……………当社及び当社の一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,062百万円増加し、利益剰余金が2,662百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結株主資本等変動計算書関係)

従来、一括して純額で表示しておりました「株主資本以外の項目の当期変動額」は、連結計算書類利用者の利便性向上のため、当連結会計年度より当該変動額を構成する個々の項目の「主な変動事由及びその金額」を表示する方法に変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 80,943百万円

2. 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

(1) 担保提供資産

土地	647百万円
建物	437百万円
定期預金	61百万円
計	1,146百万円

(2) 上記に対応する債務

買掛金	301百万円
計	301百万円

3. 保証債務

(1) 従業員の住宅資金銀行借入金の債務保証 37百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 期末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 151,079,972株

2. 当期に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日 定時株主総会	普通株式	3,241	25	平成26年12月31日	平成27年3月27日
平成27年7月22日 取締役会	普通株式	2,593	20	平成27年6月30日	平成27年8月26日

3. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	3,241	25	平成27年12月31日	平成28年3月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、資金調達については必要時に主にグループファイナンスを活用することを考えております。また、デリバティブ取引については、将来の為替の変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、外部信用調査機関の信用情報等を活用して徹底した与信管理を行うとともに、取引信用保険等の活用によりリスクヘッジを行っております。

短期貸付金は資金運用管理規程に従い、主に親会社に対して貸付を行っているものであります。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関しては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計処理基準に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	36,773	36,773	—
(2) 受取手形及び売掛金	125,906	125,906	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	69,782	69,782	—
(4) 短期貸付金	80,054	80,054	—
資産計	312,517	312,517	—
(5) 支払手形及び買掛金	101,834	101,834	—
負債計	101,834	101,834	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式及び投資組合出資金（連結貸借対照表計上額807百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,136円22銭
2. 1株当たり当期純利益	120円84銭

計算書類の「個別注記表」

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

修理部品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く) ……………定率法によっております。

ただし、幕張事業所の建物及び構築物並びにビジネスソリューション事業に係るレンタル資産については定額法を採用しております。
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	主として	50年
----	------	-----

備品	主として	5年
----	------	----

レンタル資産	主として	3年
--------	------	----

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売有効期間（3年以内）に基づく定額法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与にあてるため、前回支給実績を基準とし、当事業年度の負担に属する次回支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員の賞与にあてるため、当事業年度の負担に属する次回支給見込額を計上しております。
- (4) 製品保証引当金……………コンスーマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。
- (5) 受注損失引当金……………受注案件の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく進行中の開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (7) 永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア

- に係る収益の計上基準等……………当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約
 - ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- (3) ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の処理方法……………消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用……………当社は、連結納税制度を適用しております。
- (3) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,246百万円増加し、繰越利益剰余金が810百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	68,034百万円
2. 保証債務	
従業員の住宅資金銀行借入金の債務保証	37百万円
3. 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	98,543百万円
短期金銭債務	115,407百万円
長期金銭債権	3百万円
長期金銭債務	191百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	52,129百万円
仕入高	272,739百万円
その他の営業取引高	8,427百万円
営業取引以外の取引	3,553百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末に保有する自己株式の種類及び総数	普通株式	21,407,663株
------------------------	------	-------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
販売促進費	1,898百万円
賞与引当金	643百万円
未払事業税・事業所税	380百万円
たな卸資産廃却評価損	311百万円
製品保証引当金	165百万円
その他	510百万円
繰延税金資産合計	3,908百万円

(2) 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	9,805百万円
ソフトウェア償却超過額	913百万円
固定資産償却超過額	615百万円
投資有価証券評価損	394百万円
永年勤続慰労引当金	176百万円
資産除去債務	143百万円
その他	760百万円
繰延税金資産小計	12,808百万円
評価性引当額	△877百万円
繰延税金資産合計	11,931百万円

繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,095百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	1,100百万円
繰延税金資産の純額	10,831百万円

2. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35%から、平成28年1月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については33%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については32%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,201百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は1,304百万円、その他有価証券評価差額金は102百万円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	キャノン(株)	東京都 大田区	174,761	オフィス、 イメージング システム、産 業機器等の分 野における開 発、生産	(被所有) 直接 58.5 間接 0.0	当社商品の 製造 役員の 兼任 2人	営業 取引	商品の仕入 (注1)	226,661	買掛金	69,764
								オフィス機器消耗品 等の販売 (注2)	7,050	売掛金他	2,766
							営業外 取引	資金の貸付 (注3)	30,000	短期 貸付金	80,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、每期価格交渉のうえ決定しております。

(注2) オフィス機器消耗品等の販売については、一般取引と同様の条件であります。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

2. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キャノンシス テムアンドサ ポート(株)	東京都 品川区	4,561	キャノン製品 を中心とした ソリューション のコンサル ティング・販 売・サポー ト・保守サー ビス	(所有) 直接 100.0	当社商品の 販売 役員の 兼任 3人	営業 取引	ビジネス機器サー ビス料等の支払 (注1)	31,160	買掛金	5,505
								ビジネス機器消耗 品等の販売 (注2)	41,161	売掛金	11,229
							営業外 取引	資金の借入 (注3)	1,800	短期 借入金	23,500
子会社	キャノンITソ リューション ズ(株)	東京都 品川区	3,617	SIおよびコン サルティン グ、ITサービ ス、各種ソフト ウェアの開 発・販売	(所有) 間接 100.0	当社商品の 製造 役員の 兼任 3人	営業外 取引	資金の借入 (注3)	5,200	短期 借入金	6,100

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ビジネス機器サービス料等の支払については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。

(注2) ビジネス機器消耗品等の販売については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。

(注3) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、担保は提供しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額

2,043円47銭

2. 1 株当たり当期純利益

91円38銭